

第 16 回伊達市都市計画審議会議事録

日 時 平成 30 年 11 月 12 日 (月) 14 時 30～15 時 30 分
場 所 伊達市役所梁川分庁舎 2 階 202 会議室
出席者 11 名
欠席者 4 名 (渡邊武委員、佐藤実委員、菅野尊典委員、関根則子委員)
資 料 1) 次第
2) 委員名簿
3) 議案第 1 号「県北都市計画大柳新高橋地区計画の決定について」
4) 参考資料 マスタープラン等抜粋
5) 伊達市都市計画審議会条例
6) 伊達市都市計画審議会会議運営規則

14:30 開始

<p>【開 会】 都市整備課長</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、只今より第 16 回伊達市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日の進行を務めます建設部都市整備課長の高橋と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、事務局より報告事項でございます。</p> <p>本日の審議会には、名簿 3 番 渡邊委員、名簿 8 番 佐藤委員、名簿 1 2 番 菅野委員、名簿 1 4 番 関根委員が欠席でございますが、15 名の委員のうち 11 名の方がお揃いですので、伊達市都市計画審議会条例第 6 条の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。</p> <p>それでは、次第の 2、挨拶です。</p> <p>建設部参事の渋谷より、挨拶をさせていただきます。</p> <p>参事、よろしくお願いいたします。</p>
<p>【挨拶】 建設部参事</p>	<p>建設部参事「・・・・・・・・(別紙)」</p>
<p>【新任委員及び事務局紹介】</p>	

都市整備課長	<p>それでは、次第の3、新任委員及び事務局紹介に移ります。</p> <p>まず、前回の都市計画審議会から、名簿6番の菅野委員が変更となっております。</p> <p>ここで、新任委員の方から、一言、自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>菅野喜明委員、自己紹介をお願いいたします。</p>
菅野委員	菅野委員「・・・・・・・・・・」
都市整備課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、当審議会の事務を所管しております関係職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>(事務局紹介)</p>
都市整備課長	<p>最後に、改めまして、都市整備課長の高橋と申します。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>【諮問】</p> <p>都市整備課長</p>	<p>続きまして、次第の4、諮問に入ります。</p> <p>伊達市都市計画審議会会議運営規則第4条の規定により、審議会の会長が議長を務めることとなっております。奥村会長、議長席へお移りください。</p>
都市整備課長	それでは、諮問いたします。渋谷参事よろしく申し上げます。
建設部参事	<p>それでは、市長からの諮問文を読み上げさせていただきます。</p> <p>伊達市都市計画審議会条例第2条第2号の規定に基づき、県北都市計画大柳新高橋地区計画の決定について、貴審議会の意見を求めます。</p>
都市整備課長	それでは、次の議事進行については、奥村議長、よろしく申し上げます。
【議事】	

奥村議長	奥村でございます。活発な審議のほどよろしく願いいたします。
【議事録署名人の指名】	
奥村議長	それでは、議事に移る前に、伊達市都市計画審議会会議運営規則第13条第2項に基づき、議事録署名人の指名をします。今回は、名簿11番 小野寺委員と名簿13番 菅野委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。
小野寺委員	はい。
菅野委員	はい。
奥村議長	また、伊達市都市計画審議会会議運営規則第12条に会議の非公開について記載がありますので、会議は非公開とし、議事録については、市のホームページ等にて公開したいと思いますのですが、いかがでしょうか。 ・・・・・・・・・・異議なし、との声あり・・・・・・・・・・
奥村議長	はい、ご異議がないようですので、全員賛成ということで、会議は非公開といたします。 それでは、議事にうつります。諮問された議案第1号「県北都市計画大柳新高橋地区計画の決定について」の内容の説明を事務局に求め、その後、質疑に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。 ・・・・・・・・・・異議なし、との声あり・・・・・・・・・・
奥村議長	それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	はい、議長。
奥村議長	どうぞ。
事務局	それでは、議案第1号についての内容を説明させていただきます。 (議案第1号について説明)
奥村議長	ただ今、事務局から説明を受けました議案第1号に対して、ご質問、

	ご意見がございましたら、お伺いをしたいと思います。 何かございませんか。
高橋委員	はい。
奥村議長	高橋委員、どうぞ。
高橋委員	区域の形状が不整形ですが、理由はあるのですか。
事務局	はい。理由については、相続上の問題等で地権者の同意が得られなかったことから、やむを得ず区域から除外をすることとなったと申出者から伺っています。
高橋委員	ということは、この形状のまま進めることになるのですか。
事務局	形状は不整形ですが、同意が得られていませんので、このままになります。
高橋委員	区域内に何ができる予定なのですか。
事務局	パチンコ店とそのほかの店舗が2店できる予定です。
高橋委員	パチンコ店は確定だと思いますが、他の2店の業種は決まっているのですか。
事務局	いまのところ、2店舗とも飲食店等を検討中と伺っていますが、開発許可の事前協議の段階なので未確定となっています。
奥村議長	ほかにごございませんか
大條委員	はい。
奥村議長	大條委員、どうぞ。
大條委員	区画道路2号の幹線道路からのアクセス部分の現況は砂利だったと思いますが、整備はされないのですか。

事務局	民地部分にはもちろん手は出せませんが、官地部分については整備を行う計画です。
大條委員	周辺への説明は行っていますか。
事務局	8月6日に地区計画が属する町内会の役員向けに1回と8月27日に周辺町内会向けに1回と計2回、説明会を実施しています。
大條委員	説明会の対象町内会を教えてください。
事務局	対象の町内会は、五ノ一、流町、内山 5-2、6-1、6-2、内山台、神野畑、市柳第2、第3、中村第3となっています。
大條委員	2回目の説明会には何名参加したのですか。また、周知方法を教えてください。
事務局	27名の参加でした。また、周知方法については、町内会長と相談し、回覧等にて行ったと伺っています。
大條委員	説明会で意見はありましたか。
事務局	主な意見として、安全面に配慮し住民の理解を得られるような対応をしてほしい、区域から除外したところも区域に含められるように努力してほしいという意見があったと伺っています。 また、反対という意見もありましたが、事業者側で真摯に対応していくと伺っています。
奥村議長	ほかにございませんか。
高橋委員	はい。
奥村議長	高橋委員、どうぞ。
高橋委員	実は、市議会に今回の地区計画について反対だという請願がでているのですが、法律上は問題がないのですか。

<p>事務局</p>	<p>まず、立地基準関係になりますが、地区計画において建築物の用途を準工業地域の範囲としますので、パチンコ屋の建築は可能となります。</p> <p>もう一点、風営法においてパチンコ屋は第2条第1項第4号営業に規定されていますが、禁止ということではありません。</p> <p>許可権者は公安委員会になりますので、その指導のもと、事業者の方で適切に対応していくようになります。</p> <p>また、農振除外の申請の際にも所管警察署との協議録の添付が必要になりますが、事業者の方で許可の事前協議を実施したうえで進めていると伺っています。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>IC から半径 2km はパチンコ店などの風営法に係る店舗は営業ができないと聞いたことがあります、法的に問題ないのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料が手元がないので、調べて後ほど回答します。</p>
<p>奥村議長</p>	<p>先ほどの質問は調べていただくとして、私からもいくつか確認事項があります。</p> <p>まず、対象区域の2号道路周辺が幹線道路と接していませんが、その状態で一体的な沿道利用と言えるのか確認したい。</p>
<p>事務局</p>	<p>区画道路2号の北側の一部が地区計画の区域には含まれていませんが、開発許可において幅員6mの道路を整備することとしています。</p> <p>また、区域に入っていない箇所についても農振除外までは済んでいますので、今後同意が頂ければ、区域の変更なども考えています。</p>
<p>奥村議長</p>	<p>もう一点、制度について確認です。</p> <p>地区計画の区域は合意がないと区域にいれられないのですか、それとも暫定でも区域に入れることは可能なのですか。暫定でもいれられるのであれば、区域に含めたほうがよいのではないですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>地区計画の制度上は過半数の同意で設定できますので、100%の合意でなくとも可能です。</p> <p>しかし、土地利用に規制をかけることとなりますので、市の方針として同意がない土地については地区計画に含めないこととしています。</p>

奥村議長	ほかにございませんか。
高橋委員	はい。
奥村議長	高橋委員、どうぞ。
高橋委員	東側の歪な形状の場所に換金所ができるのですか。
事務局	<p>該当の場所は従業員の駐車場として活用予定でして、現在のところ、換金所を別棟で建築する計画は伺っていません。</p> <p>西側に計画されている店舗も先ほどの回答のとおり、飲食店等の予定ですので換金所は別になります。</p> <p>なお、現時点では開発は事前協議段階ですので、大枠であるパチンコ店と他2店ということしか決まっています。</p> <p>換金所等については、今後の開発協議のなかで決めていくこととなります。</p>
奥村議長	ほかにございませんか。
清野委員	はい。
奥村議長	清野委員、どうぞ。
清野委員	図面に記載がある目隠しフェンスとはどういうものですか。
事務局	区域内の既存住宅周囲に目隠し及び防音フェンスを設置するものです。
奥村議長	私の方からもう1つ確認ですが、北側の幹線道路は改良済みなのですか。
事務局	改良済みです。
奥村議長	ほかにございませんか。
高橋委員	はい。

奥村議長	高橋委員、どうぞ。
高橋委員	先ほどの IC 周辺での風営法の規制についてはどうになりましたか。解決しないと審議できないと思いますが。
奥村議長	事務局、どうでしょうか。
事務局	はい。確認しましたが、そのような法律は確認できませんでした。また、現在でも IC 周辺にはパチンコ店が多く立地していますので、法的に問題はないと考えています。
奥村議長	よろしいでしょうか。
高橋委員	はい。
奥村議長	ほかにございませんか。
奥村議長	<p>ないようですので、これで議案第 1 号について審議を終了しまして、引き続き、採決に入りたいと思います。</p> <p>それでは、議案第 1 号について、当審議会として、了承することにご異議ありませんか。</p> <p>・・・・・・・・・・異議なし、との声あり・・・・・・・・・・</p>
奥村議長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第 1 号について、審議会として了承することとします。</p> <p>続きまして、答申内容について、確認したいと思います。事務局お願いします。</p> <p>・・・・・・・・・・(事務局で答申書(案)を配布)・・・・・・・・・・</p>
奥村議長	<p>ただ今、事務局で配布しました答申書(案)のとおり答申することとしますので、よろしく申し上げます。</p> <p>答申書については、審議会終了後、私から提出することとします。</p>

<p>【閉 会】 都市整備課長</p>	<p>以上で議事を終了しますので、議長の任を辞したいと思います。 ありがとうございました。 あとは、事務局にお返しします。</p> <p>委員の皆様、ご審議ありがとうございました。 それでは、本日の予定は全て、終了いたしました。 以上をもちまして、第 16 回伊達市都市計画審議会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">15 : 30 終了</p>
-------------------------	--